

広島県収受	
第	号
- 4,12,20	
承認期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生機審発 1220 第 2 号  
令和 4 年 12 月 20 日

各 ( 都 道 府 県 )  
保健所設置市 衛生主管部 ( 局 ) 長 殿  
特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

アキシカブタゲン シロルユーセルの最適使用推進ガイドラインの一部改正に  
ついて

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的再生医療等製品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成しています。

アキシカブタゲン シロルユーセル (販売名: イエスカルタ点滴静注) を再発又は難治性の大細胞型 B 細胞リンパ腫に対して使用する際の留意事項については、「アキシカブタゲン シロルユーセルの最適使用推進ガイドラインについて」(令和3年4月20日付け薬生機審発 0420 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知)により示してきたところです。

今般、アキシカブタゲン シロルユーセルの効能、効果又は性能の一部変更が承認されたこと等に伴い、当該留意事項を別紙のとおり改正いたしましたので、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。なお、改正後の最適使用推進ガイドラインは、別添参考のとおりです。

